

浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例（平成27年浜松市条例第46号。以下「条例」という。）及び浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例施行規則（平成27年浜松市規則第43号。以下「規則」という。）の実施について必要な事項を定める。

(貸与の対象)

第2条 規則第4条第1項に規定する別で定める者は、浜松山里いきいき応援隊実施要綱（平成25年5月1日施行）に基づき浜松山里いきいき応援隊として委嘱され、委嘱期間を終了した日から、1年以内の者とする。

(貸与の申請)

第3条 規則第6条第1項の申請書は、起業資金貸与申請書（第1号様式）とする。

(貸与の決定)

第4条 規則第8条の通知は、次に定める様式とする。

- (1) 起業資金貸与決定通知書（第2号様式）
- (2) 起業資金不貸与決定通知書（第3号様式）

(貸与の辞退)

第5条 規則第10条第1項の届出書は、起業資金貸与辞退届（第4号様式）とする。

(借用誓約書等の提出)

第6条 規則第11条第1項の借用誓約書は、起業資金借用誓約書（第5号様式）とする。

(貸与の方法)

第7条 規則第11条第2項の規定による起業資金の貸与の方法は、規則第8条の規定により決定した金額を一括して貸与するものとする。

2 前項による貸与を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を市長へ提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 規則第12条第1項の申請書は、事業内容変更承認申請書（第7号様式）とする。

2 規則第12条第2項の申請書は、連帯保証人変更承認申請書（第8号様式）とする。

3 規則第12条第4項の申請書は、事業承継承認申請書（第9号様式）とする。

4 規則第12条第6項の通知は、次に定める様式とする。

- (1) 事業内容変更承認申請の承認・不承認通知書（第10号様式）
- (2) 連帯保証人変更承認申請の承認・不承認通知書（第11号様式）
- (3) 事業承継承認申請の承認・不承認通知書（第12号様式）

(異動等の届出)

第9条 規則第13条第1項の届出書は、事業開始届出書(第13号様式)とする。

2 規則第13条第3項の届出書は、事業廃止・休止届出書(第14号様式)とする。

3 規則第13条第4項の届出書は、事業再開届出書(第15号様式)とする。

4 規則第13条第5項の届出書は、事業違反届出書(第16号様式)とする。

5 規則第13条第6項の届出書は、氏名・住所等変更届出書(第17号様式)とする。

(死亡の届出)

第10条 規則第14条第1項の届出書は、死亡届出書(第18号様式)とする。

(対象事業の遂行状況)

第11条 規則第15条第1項の報告書は、起業資金使用報告書(第19号様式)とする。

2 規則第15条第2項の報告書は、事業実施報告書(第20号様式)とする。

(起業資金等の返還)

第12条 規則第17条第1項の申請書は、起業資金等返還免除申請書(第21号様式)とする。

2 規則第17条第3項の通知は、次に定める様式とする。

(1) 起業資金等返還免除決定通知書(第22号様式)

(2) 起業資金等返還免除不決定通知書(第23号様式)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。